

港湾土木請負工事積算基準 平成27年度改訂版 正誤表(H27. 7. 23)

掲 載 頁	誤	正	コメント
第5章2節 運搬費 5-2-7	<p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>(注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。 2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速30km/hを標準とする。 3. 分解組立を要する建設機械の積算にあたっては、分解組立運搬により積算すること。 なお、分解組立運搬については、<u>運搬中の賃料及び損料</u> (K) が考慮されている。</p>	<p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>(注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。 2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速30km/hを標準とする。 3. 分解組立を要する建設機械の積算にあたっては、分解組立運搬により積算すること。 なお、分解組立運搬については、<u>運搬中の賃料</u> (K) が考慮されている。</p>	
単価表 単-10	<p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>注) 1. 別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H 深夜時間0H]の場合を除き、平成26年2月から適用の割増対象賃金比(船団長・高級船員:0.667、普通船員:0.736)をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。 2. 就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表-4によらない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。</p>	<p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>注) 1. 別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H 深夜時間0H]の場合を除き、平成27年2月から適用の割増対象賃金比(船団長・高級船員:0.667、普通船員:0.736)をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。 2. 就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表-4によらない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。</p>	